

建築基準法施行規則及び建築士法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

建築確認申請に係る提出図書について、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 4 項において、建築設備に係る図書が規定されているところであるが、建築設備である煙突については、建築設備以外の建築基準関係規定への確認を行う図書を規定する規則第 1 条の 3 第 1 項に規定されているところであり、確認申請における概念の整理のため、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

【建築基準法施行規則の一部改正】

(1) 煙突に係る確認申請図書 (第 1 条の 3 関係)

建築基準法施行規則 (昭和 2 5 年国土交通省令第 4 0 号) 第 1 条の 3 第 1 項表 2 の図書のうち煙突に係るものを、同規則第 1 条の 3 第 4 項表 1 に移行する。

(2) 立入検査証の様式 (第 3 8 号様式及び第 3 9 号様式関係)

建築基準法施行規則第 7 条に規定する、建築基準法第 1 3 条第 1 項に基づき立入検査等を行う者が携帯すべき身分証明書の書式について、所要の改正を行う。

【建築士法施行規則の一部改正】

(1) 立入検査証の様式 (第 8 号書式関係)

建築士法施行規則第 2 3 条に規定する、建築士法第 2 6 条の 2 に基づき立入検査を行う職員が携帯すべき身分証明書の書式について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール (予定)

公	布	平成 2 1 年 4 月下旬
施	行	平成 2 1 年 4 月下旬